本校の学校生活について

令和６年４月１日

（１）自転車通学について

自転車通学は、許可制です。自転車通学が許可された場合は、許可シールを発行します。登校に使用する自転車の「後輪の泥除け部分」に貼ってください。

（２）単車通学の禁止について

本校では、単車による通学については、一切認めていません。

（３）「地毛登録届出用紙」について

生まれつき、髪が細く茶色であるために脱色等と誤解されやすい場合は、「地毛登録届出用紙」を提出してください。なお、今までにパーマ、染髪、脱色（茶髪）等していない場合に限ります。

（４）懲戒指導について

本校には、訓告・停学・退学等の懲戒指導があります。懲戒となる場合には、学校において保護者同伴で学校長が申し渡しを行います。停学以上の場合には、家庭謹慎となるため、保護者の同意のもと携帯電話を学校で預かり、課題を課すとともに、家庭訪問を行います。その際、家庭不在や課題に不備がある等の場合は、停学期間が延長となる場合があります。

（５）服装指導について

① 指導の目的

普段から正しい服装の着用を意識するために行っています。

② 指導方法

ア） 本校指定のブレザー（１１月～４月）・カッターシャツ・スカートまたはズボンを着用していない生徒は再登校指導となります。

イ） クロックス等のサンダルで登校した場合は、再登校指導となります。

ウ） 防寒具を除き、学校指定以外のもの（ジャージ・スウエット・パーカー等）を着用していた場合、預かり指導となります。（登下校時も同様です）

（６）装飾品指導について

① 指導の目的

健康被害を防ぎ、進路実現に向け学業に集中できる環境をつくるために行っています。

② 指導方法

ア） ピアス・イヤリングは、即時預かり指導となります。

イ） ピアス・イヤリング以外の装飾品は、場合により預かり指導となります。

ウ） 返却は、各学期末に指導と合わせ本人に行います。

（７）授業中の指導について

① 授業中は、携帯電話・スマートフォン・音楽プレーヤー・ゲーム機等、授業と無関係のものを机上に置いている場合、使用している場合は預かり指導となります。

② 携帯電話・スマートフォンの預かり指導は、その日の放課後までとなります。その他の物品については学期間預かりとなります。預かり指導後、本人に返却します。

③ ３回目の預かり指導となった場合、保護者の方への返却となります。

（８）貴重品の自己管理について

① 生徒用個人ロッカー及び下足ロッカーは各自で鍵を購入し、施錠のうえ厳重に管理してください。

② 学校に不必要なお金等の貴重品は、持参しないようにしてください。

③ やむを得ず持参したときは常に身につけるか、個人で管理を徹底してください。